

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン(案)

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富士宮市	北部地区	令和5年3月16日	令和6年3月11日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	183.27 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	183.27 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	73.31 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	52.13 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.21 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.00 ha
(備考) ・北部地区の内訳(地区内集落名):粟倉、村山地区。	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

北部地区の特色として、国道469号線と接し、富士山南陵工業団地が進出して産業集積が進む一方、農業については耕作地は緩やかな傾斜地にあり、主に茶畠や畠地帯を形成している。また一部では酪農も行われるなど農地利用の多様性も垣間見える。担い手については、先代から経営基盤を継承した担い手が多い一方、市民等が農業団体を立ち上げ、荒廃農地の開墾や農業学習体験講座を主催するなど、多様な担い手による活動が見受けられる。今後はこうした担い手、非担い手がお互いのメリットを活かしながら、新たな担い手の発掘や特色ある農業の展開が図れるよう、経営基盤の強化および活動に対する伴奏型の支援が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

主要な担い手に対しては、経営基盤強化に向けた多方面における支援を図りつつ、農地の利用集積を推進する。中でも酪農に関しては、自給飼料の増産が目指せるよう多方面から支援する。非担い手の種々の活動に対しては、新たな農業スタイルのモデルケースとしてみつつ、半農半Xや下限面積緩和等、農地利用の流動化を加速させるため、市・農業委員会が一体となって制度の周知徹底に努める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

工業立地に伴う交通アクセス、従来の担い手による営農、非担い手による農地利用といった特色を活かし、多様性を活かした農地利用を推進する。また、補助事業を活用して担い手の営農支援、非担い手に対する活動支援に取り組み、新たな担い手の育成に積極に取り組んでいく。加えて中間管理事業を積極的に推進し、集積の促進を図る。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。